

広島県告示第七百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
手島医院	呉市本通五丁目一番二四号	平成二十三年七月一日
向島小児科外科クリニック	尾道市向島町五四三七番地一	平成二十三年七月二日
森川薬局青葉台店	廿日市市福面二丁目二番二号	平成二十三年七月一日
海田タカズミ薬局	安芸郡海田町幸町八丁目一四番二号	平成二十三年七月一日